

青森県報

第三千八百一號

平成二十六年
二月三日
(月曜日)

目次

告 示

ふるさと寄附金の収納事務の委託……………(税 務 課) ……一
保安林皆伐許容面積の限度……………(林 政 課) ……一

公 告

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・
安心推進課) ……三

収用委員会

公示による通知……………(監 理 課) ……四

告 示

青森県告示第五十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十六年二月三日から平成二十六年三月三十一日までの間におけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 住 所

ウエルネット株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一の七

青森県告示第五十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十六年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十六年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〱笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五二八・一四
岩木川上流	"	一、〇七五・二九
平川	"	五五〇・五八
浅瀬石川	"	六八五・七六
今別川〱蟹田川	"	一、〇二六・〇〇
青森地区	"	八三一・三六
下北東部	"	一、二九四・五四
下北西部	"	九七九・七五
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六四〇・七二

新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃
〇・一八	九八・二六	八九・九四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三一八・〇四	一八一・〇二	一五九・四六	一、〇一九・三五	六八五・三九

弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市
〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林
〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四

上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村
"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
八六・三八	一五五・六二	八・六四	八・七二	三・八四	一・〇〇	四八・二八	三・二六	一・四〇	二・八〇

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十六年一月二十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四三号	肥料の種類 肉骨粉	肥料の名称 チキンミー ル	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 三共理化工業 株式会社 東京都渋谷区 代々木一丁目 五五の五
----------------------	--------------	---------------------	---	----------------------------	---

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十六年二月三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県農土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十六年二月二十日を経過した時をもって通知があったものとみなされず。

収 入 所	収 入 所
-------	-------

持分5分の1商運 株式会社第一商運 株	住所不明 ただし、閉鎖商業登記簿上の住所 青森県三戸郡階上町大字用柄折字倉前9番地 1666
持分15分の1運輸 株式会社山運輸 株	住所不明 ただし、商業登記簿上の住所 青森県八戸市江陽四丁目7番23号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------